

パークシティ白岡自主防災会 防災計画書

1 目的

この計画書は、パークシティ白岡自主防災会規約第11条に基づき防災活動に必要な事項を定め、もって地震、火災、風水害等の災害による被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次の通りとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災の知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 防災資器材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うために別表に定める防災組織を編成する。

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災知識及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災、風水害対策についての知識に関する事。
- ウ 各家庭の防災上の留意事項に関する事。
- エ その他防災に関する事。

(2) 普及の方法

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の作成配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ その他

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練の実施

大地震の発生に備えて、情報の収集伝達、避難誘導、初期消火、救出救護、給食給水等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練は、総合訓練及び個別訓練とする。
- (2) 総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。
- (3) 個別訓練は、次の通りとする。
 - ア 情報の収集伝達訓練
 - イ 避難誘導訓練
 - ウ 初期消火訓練
 - エ 応急救護訓練
 - オ 給食給水訓練
 - カ その他

(4) 訓練実施計画は、その目的、実施要領等をその都度作成する。

(5) 訓練時期は、原則として春・秋の火災予防運動期間、防災の日等防災関連諸行事の行われる期間とする。

(6) 訓練の回数は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 災害防止対策

(1)情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を取るために次の事項を実施する。

ア 情報担当役員は、地域内の被害の状況を把握し、防災関係機関に報告するとともに防災関係機関からの情報を地域内住民に伝達する。

イ 情報の収集伝達方法は、電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

(2)避難誘導

火災の拡大時により、地域内住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により行う。

ア 会長は、災害対策本部からの避難命令、勧告が発令されたとき又は会長が必要と認めたときは、避難誘導担当役員に対し、避難誘導の指示をする。

イ 避難誘導部役員は、会長の指示に基づき地域内住民を避難場所に誘導する。

ウ 避難誘導部役員は、避難に際し避難路に支障がないかどうか事前に点検し、安全確認をする。

(3)出火防止及び初期消火

大地震においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月10日を「防災の日」とし、各家庭において、次の事項を重点的に点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等の消火資器材の整備状況

エ その他建物等の危険個所の状況

万一地域内に火災が発生した場合、初期消火担当役員は、地域内住民と協力し、迅速に消火活動を行い、初期消火に努め、火災の延焼防止に努める。

(4)応急救護担当役員

ア 建物の倒壊、落下物等により負傷者等がでたときは、直ちに応急救護担当役員は、地域内住民と協力し、応急救護活動を行う。

イ 応急救護担当役員は、負傷者が医師の手当てを必要と認めたときは、地域内住民と協力し、医療機関（病院、診療所等）又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

ウ 応急救護担当役員は、防災関係機関の救出を必要と認めたときは防災関係機関の出動を要請する。

(5)給食給水

ア 給食給水担当役員は、地域内住民と協力し、防災関係機関から配布された食糧、その他から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

イ 給食給水担当役員は、地域内住民と協力し、防災関係機関から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(6)防災資器材等

防災資器材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

ア 配備計画

資器材等：別紙

保管場所：防災倉庫及び各棟防災品収納室

管理方法：備品台帳の作成

指定位置に必ず置く。

常に備品台帳と照合する。

使用した際は点検し、破損故障は修理する。

ドアには施錠して保管する。

イ 定期点検

毎年9月第1日曜日を全資器材等の点検日とする。

7 改定の経緯

平成24年10月21日 一部改定

(6-(6)-ア項の保管場所を、現状に合せ修正変更)